

法人市民税税率表

香 芝 市

I 法人税の税率

税制改正に伴い法人税割の税率が以下のとおり改正されました。

	※ 参考 ※ (平成 26 年 9 月 30 日までに 開始した事業年度の法人税割)	改正前 (平成 26 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度 の法人税割)	改正後 (令和元年 10 月 1 日以降に開始 する事業年度の法人税割)
法人税割 の税率	14.7%	12.1%	8.4%

※今回の法人市民税法人割の税制改正に伴い、令和元年 10 月 1 日以降に開始する最初の事業年度に限り、予定申告にかかる法人税割額について、以下のとおり経過措置が講じられます。

経過措置 : $\text{前事業年度の法人税割額} \times 3.7 \div \text{前事業年度の月数}$
(通常は「前事業年度の法人税割額 $\times 6 \div$ 前事業年度の月数」です。)

II 均等割の税率

資本金等の金額	市内の従業員数	均等割の税額
50億円を超えるもの	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下のもの	50人超	12万円
	50人以下	5万円

※「資本金等の金額」とは、期末現在の資本金等の額または連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）をいいます。